

「みらい」乗船誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 殿

年 月 日

所属機関名

所属長氏名

公印

下記乗船者が、海洋地球研究船「みらい」の下記の航海（以下、「本航海」という）に乗船することに同意します。
また、下記乗船者が、上記機関に所属していることを保証します。

本航海：航海番号 (MR -) , (MR -) , (MR -)

〈注：上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して乗船する場合には、全ての航海番号を記載すること。〉

1. 乗船者

氏名	所属先
役職	電話

※お預かりした個人情報は、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理の為に利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。

2. 誓約事項

私（以下「乗船者」という。）は海洋地球研究船「みらい」（以下「みらい」という。）に乗船しますので、国立研究開発法人海洋研究開発機構（本誓約書において「みらい」の運航委託会社及び業務委託会社（日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない）を含みまとめて「機構」という。）の「みらい」の運用に関する諸規程及び規則、並びに「みらい」船長の安全運航に関する指示・命令を遵守し、更に本誓約書各条文の通り誓約し、作業を安全かつ円滑に行います。「乗船者」において本乗船誓約書規定事項の他に遵守すべき各種法令規則や服務規則等があり、それらが本乗船誓約書規定の事項と相違し、相反し、または不一致がある場合においても、本誓約書の規定事項の遵守を優先します。「乗船者」は、「みらい」乗船と下記に定義する「乗船期間」におけるその研究調査、業務は、港湾・海洋において運航する船舶中のものであり、よって気象、天災、火災、海難、事故、故障、海賊行為その他の様々な危険を伴うことを十分了解し受け入れ乗船することを確認します。

第1条（乗船・下船・乗船期間の定義）

本誓約書で「乗船期間」とは、「乗船者」が「みらい」に「乗船した時」から、「みらい」を「下船した時」迄の期間をいいます。但し「乗船者」が研究その他の目的で「みらい」の設備（以下、「みらい」の設備を使い「みらい」から一時離れる場合、または寄港地等で何らかの目的で一時的に下船する場合はこれらを「乗船期間」とみなします。上記の「乗船した時」とは「乗船者」が、本誓約書に基づき「機構」の承認及び「みらい」船長の指示に従い「みらい」に、棧橋、岸壁、舛、通船、ヘリコプターその他場所から、交通・乗船手段を問わず「みらい」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「みらい」またはその設備に達し「みらい」への移動を完了した時点と見なします。上記の「下船した時」とは「乗船者」が、「みらい」船長の指示に従い、「みらい」への乗船を終了するため、「みらい」の舷門、ギャングウェイ、乗船梯子、甲板その他「みらい」またはその設備から離れ、交通・下船手段を問わず棧橋、岸壁、舛、通船、ヘリコプターその他場所への移動を完了した時点と見なします。

第2条（「乗船者」に対する雇用契約上の責任）

「乗船者」は「乗船期間」中、「乗船者」の労働時間及び災害補償等に関する一切の責任は、「乗船者」の雇用主または「乗船者」自身が負うものとし、「機構」は「乗船者」に対し当該雇用契約上の責任を一切負わないこと、また「機構」は「乗船者」に対していかなる名目または形態においても雇用関係は一切無いことに同意します。

第3条（手荷物・物品）

(1) 「乗船者」は、「みらい」の乗船に当たり船内に持ち込む「手荷物・物品」について、輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていることを保証します。上記の「手荷物・物品」とは個人が自室に持ち込む手荷物や身の回り品で、別紙『「みらい」積込み品誓約書』及び「積込み品リスト」（以下まとめて「積込み品誓約書」という。）に記載されるべき調査観測資機材や機器類を除く物をいいます。なお、「積込み品誓約書」に記載すべき調査観測資機材や機器類があるにも関わらず、それを記載する「積込み品誓約書」が提出されなかった場合、「乗船者」は1) 当該「積込み品誓約書」に記載されるべき調査観測資機材や機器類に係る損害損失について「機構」及び第三者はいかなる場合も一切の責任を負わないこと、及び2) 当該調査観測資機材や機器類に起因して生じた「機構」、「機構」の代理人、「みらい」船長・乗組員、「機構」の職員またはそれ以外の第三者に対する損害損失については、いかなる場合も「乗船者」が一切の責任を負い、「機構」は一切責任を負わないことに同意します。

(2) 「乗船者」は「手荷物・物品」が、「みらい」の船籍国たる日本の法令及び「みらい」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに「乗船者」の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3) 「乗船者」は「手荷物・物品」が、「みらい」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの（銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む）でないこと及び「みらい」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4) 「みらい」船長が、「乗船者」の「手荷物・物品」が本条(2)項の法令に違反したまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしたまたはそのおそれがあると、判断する場合はいつでも、船長は当該「手荷物・物品」の持ち込み拒絶、「乗船者」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を自己負担することに同意します。

第4条（「機構」の責任とその範囲）

「乗船者」は以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1) 「乗船期間」中に、「乗船者」にいかなる損害が生じた場合も、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「みらい」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。但し「乗船期間」中「乗船者」が「みらい」から一時下船した期間（「乗船者」の業務、研究、調査等で「みらい」から離れ海洋等に出る場合も含む）の「乗船者」の損害はいかなる場合も「機構」は一切責任を負わないこと。

(2) 「乗船者」が、金・銀・その他の貴金属または貨幣・有価証券・宝石類・美術品・骨董品・毛皮その他の高価品を船内に持ち込んだ場合、これらの保管は自己の責任において行うものとし、「機構」は、その滅失・き損及び盗難について一切責任を負わないこと。

(3) 「乗船者」が船内に持ち込む「手荷物・物品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船者」1人につき、1航海番号当り総額20万円を超えないこと。上記規定に拘わらず「みらい」船長、乗組員、水先人、その他「機構」の使用する者の「みらい」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた「手荷物・物品」の損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

- (4)本条に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船者」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。
- (5) 1)「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害については、それに対する死傷損害の発生の実態を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、事実発生日より6ヶ月以内に、機構（この場合は「国立研究開発法人海洋研究開発機構」のみをいう）宛に送付されなければ一切責任を負わないこと。さらに事実発生日より1年以内に後記第14条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ、「機構」の責任は一切消滅すること。
- 2)「機構」は、「乗船者」の死亡・傷害以外の損害については、それに対する損害発生の実態を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも「乗船者」の下船までに、「みらい」船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに「乗船者」の下船日より6ヶ月以内に後記第14条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。
- 3)上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。
- (6)「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。
- (7)「乗船者」は、「機構」に対するいかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第5条（「乗船者」の責任と義務）

- (1)「乗船者」が「乗船期間」中に故意または過失により「機構」もしくは「機構」の代理人または「みらい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員、他の乗船者等や「みらい」の船体、設備、物品あるいは他の者の設備、物品等に損害を与えまたはその運航や業務・研究・調査を妨害した場合、「乗船者」はその責任と費用に於いてその損害を賠償します。
- (2)「みらい」船長が、「乗船者」が本条(1)項の定め違反しまたはそのおそれがあると判断する場合、または「乗船者」がその心身状態、その行為、適格性等において「みらい」乗船に堪えられないまたはそのおそれがあると判断するときはいつでも、「乗船者」は船長が「乗船者」に当該行為を中止させ、または下船等を命じる権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全てを自己負担することに同意します。
- (3)「乗船者」は「みらい」の船籍国たる日本の法令及び「みらい」が立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令並びに関係国際条約・規則を遵守します。

第6条（健康状態）

- (1)「乗船者」は健康であり、「みらい」乗船に十分堪える状態であり、「乗船期間」中、自己の業務を遂行するのに適しています。
- (2)「乗船者」は、「乗船期間」中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合でも、自己の責任と費用で対応します。
- (3)「乗船者」が「乗船期間」中に以下のいずれかに該当すると「みらい」の船長が判断する場合は、船長はその「乗船者」の下船その他必要措置を命ずることができます。これにかかる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。1)疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった場合。2)感染症もしくはそのおそれがある場合。3)疾病、障害その他の事由により「みらい」乗船に堪えられないもしくはそのおそれがある場合。
- (4)「乗船者」は「みらい」には船医が乗船していないことを了解します。

第7条（保険への加入）

「乗船者」は、「乗船期間」中の死亡、傷害、疾病等不測の事態に備えて、自己の責任と費用において、「みらい」乗船前に必要な保険等に加入します。

第8条（違法な薬物の持込み禁止）

「乗船者」は、「みらい」船内に違法な薬物を一切持ち込まず、また船内で違法な薬物を使用しません。万一、船内で違法な薬物の所持、若しくはテスト等により使用が発覚した場合、船長は当該薬物等を「乗船者」から没収、保管管理または処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、また異議を唱えることなく即時下船いたします。その際発生する通船等の費用を含め、上記処分や下船に関わる一切の費用は「乗船者」の負担とすることに同意します。

第9条（運航予定変更等の場合）

「乗船者」は、「機構」または「みらい」船長が「みらい」の運航について一切の権限と裁量を有していることに同意し、「みらい」の運航予定または目的港の変更その他「みらい」の運航の変更や中止、短縮、延長等に対し一切異議を述べず、それによって生ずる自己の損害や不都合についてなんら補償その他の請求はしません。

第10条（技術情報の再使用・成果物）

「乗船者」は、「乗船期間」中に得る、外国為替及び外国貿易法等、輸出管理に関する法令で規制されている技術情報及びソフトウェアについて、これらを民生用途にのみ使用または再使用することを保証します。

第11条（秘密保持義務）

- (1)「乗船者」は、「乗船期間」中はもとより「乗船期間」終了後も、「乗船期間」中に「機構」もしくは「機構」の代理人または「みらい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員等から開示された情報を守秘し、第三者に開示または漏洩しません。
- (2)本条(1)項の規定に拘わらず、「乗船者」は「乗船期間」中に得られた研究に関する情報（国立研究開発法人海洋研究開発機構の研究成果物等取扱規程、データ取扱規則及びサンプル取扱規則（いずれも改訂版を含む）が規定・定義する「データ」及び「サンプル」をいう）の取扱については、別途定める「データ・サンプルの取扱に関する誓約書」に従います。
- (3)但し本条(1)項の秘密保持義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しません。
- 1)公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。2)第三者から適法に取得した情報。3)開示の時点で保有していた情報。4)法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた情報。

第12条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船者」は「機構」の代理人または「みらい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとく享受することに同意します。

第13条（誓約条項の効力）

「乗船者」は以下の事項に同意します。

- (1)本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船者」のすべての権利・請求に適用されること。
- (2)本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第14条（準拠法・裁判管轄）

「乗船者」は、本誓約書が日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第15条（見出し）

「乗船者」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

年 月 日 「乗船者」の署名または記名捺印 _____